資料４－２

条例の検討事項について

１　総則・施策の基本方針等について

総則や基本方針等について、定義や用語の改正が必要か検討する。

２　施設等の整備に係る基準（バリアフリー法の施行に関する事項を含む）について

　条例、施行規則、整備ガイドブックにおいて定めている基準等について、改正が必要か検討する。検討に当たっては下記事項を考慮するものとする。

（１）公共的施設

ア　宿泊施設の客室について

　　　　バリアフリー法施行令の改正により、宿泊施設における車椅子使用者用客室の設置基準が県の整備基準と同程度となったが、「一般客室のバリアフリー化」について、より積極的な取組みが望まれている。

　　イ　公共交通機関の整備基準

　　　　平成29年度に公共交通移動等円滑化基準（省令）及び整備ガイドラインが改正されている。

（２）道路・公園

道路・公園についても、必要に応じて改正を検討する。

３　その他

　（１）条例適合・遵守への動機づけの方策